千 百 五. + 三 号

(金曜日)

第

成二十 年 六 月 兀 日

平

告

示

岐阜県告示第三百四十号

設取扱要綱 次の医療機関を救急医療施設として平成二十二年六月一日委嘱したので、救急医療施 (昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号) 第四の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

医 療 機 関 名

所

伊

佐

治

医

院

在

加茂郡八百津町八百津三九二六

地 有 効 期 岐阜県知事

古

田

肇

限

平成二五 Ŧī. <u>.</u> =

岐阜県告示第三百四十一 号

理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定により管理

平成二十二年六月四日

主催者の名称及び住所

岐阜県知事 古

田

肇

会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地 財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所 東京都江東区有明三丁目七番地二六号有明フロンティアビルB棟九階 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰太

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

発行 、ときは翌日 、 休日に当たる、

平成二十二年六月四日

金曜日日

岐

阜 県 公

報

毎週

岐阜県告示第三百四十三号

三 開催日等

同	同	平成	開
		<u> </u>	催
_	_	_	年
_ •	•	0	月
<u>=</u>	八	豆	日
衛生	衛生	衛 公 生 衆	講
管理	管理	管衛	習
		理生学	内
			容
同	凹	羽島市文化センター羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地	開催場
			所

岐阜県告示第三百四十二号

容師資格認定講習会を次のとおり指定する。 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号) 第十二条の三第二項の規定により管理美

平成二十二年六月四日

田

肇

岐阜県知事 古

会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階 財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

東京都江東区有明三丁目七番地二六号有明フロンティアビルB棟九階

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長

荒賀

泰太

主催者の名称及び住所

三 開催日等

同	同	平	開
		成二一・	催
_	_		年
<u>.</u>	•	· .	月
11 1	八	盄	日
衛生	衛生	衛公生衆	講
管理	管理	管 衛	習
		理生学	内
			容
同	同	羽島市文:	開
		化センター かんかん	催
		六丁目七番地	場
			所

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 平成二十二年六月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十二年六月四日

岐阜県知事

古

田

肇

J.	是	類の道 種路					
河	神	路					
合総		線 名					
二〇七六番八地先地内	飛驒市河合町保字保峠	区間					
後	前	別前変区 後更域					
六·〇~ 三·三	匹•○~	ル (メ ル メ 地 の ト 幅					
 	用门·川	ト (延 ル) ト 長					
		備					
		考					

岐阜県告示第三百四十四号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年六月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田

期 開始 日

供用

ほ示変決(備 か年更定区 月の又域 日告はの考

類の道

線 名

区

間

トル)

] 長

 \mathcal{O}

種路 路

肇

県道	
河 神	
合 岡 線	
七六番八地先地内飛驒市河合町保字保峠二〇	
五二・三	
平成平成	
平成・六・四	

公

示

○落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第 次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田

肇

特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システムの維持管理業務 一 共

契約の相手方を決定した手続 随意契約

 ω

随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

平成 22 年 4 月 1 日

名古屋市中区錦2丁目17番21号

岐

IJ 4

契約の相手方の住所及び氏名 契約の相手方を決定した日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海

充孝

代表取締役 中村

契約金額 242, 235, 000 円

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県総務部税務課

2 去 岐阜市薮田南2丁目1番1号

○特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十二年六月四

岐阜県知事 古 田

肇

あ った年 月 日 平成二十二年五月十七日

申

請

の

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人郡上やまと樹の家

者 の 氏 名 下平 義男

主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町牧七二二番地

五. 四

三

定款に記載された目的 この法人は、郡上市大和町牧地区住民に対して、

田の再利用に関する事業を行い、休耕田の利用、 地域住

的とする。

芸術振興事業を行い、地域の活性化に寄与することを目

民の活性化に寄与することを目的とする。

また、

文化・

○特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十二年六月四日

岐阜県知事

古

田

肇

申 請 の あ 0 た年 · 月 日 平成二十二年五月十八日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ことのは

名 今尾 ひな子

五四 三 二

主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市若宮町二丁目一四番地三

定款に記載された目的 本会は、日本在住の外国人とその居住地域で生活する

等を実施し、優しい絆で繋がる新しい地域コミュニティ 場をもつ事業や、外国人を支援する事業、および市民が 蓄積した経験や能力をその地域社会に活かすための事業 日本人等を対象として、相互の文化を学びあい、交流の

の構築に寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

三

建物の名称及び所在地

大洋紡績株式会社

届出者の氏名又は名称

平成二十二年五月二十五日

届出年月日

兀

変更しようとする事項

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一

外

·イヨーショッピングセンター

駐車場の位置及び収容台数

駐車所の出入口の数及び位置

(変更後) 八八〇台 (変更前) 九三一台

(変更後) (変更前)

五箇所 七箇所 条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模 次のとおり同条第三項において準用する同法第五

通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十二年六月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十二年六月四日

見書を提出することができる。

岐阜県知事 古 田

肇

平成二十二年六月四

岐阜県知事

古

田

肇

退任した役員

改良区名 出 年退 月 日任

良岸色 区土川 改沿

三平 立成 六

役名

名

住

所

理事 氏

田

中

進

養老郡養老町飯田

同

三一四番地

三二七番地

六九番地

____〇番地

100番地

養老郡養老町蛇持

四〇七番地

三六〇番地

養老郡養老町祖父江 一三〇番地

養老郡養老町橋爪 五八〇番地 一二○○番地

同

水

野

直

樹

同

同

澁

谷

政

實

同

髙

木

雄

同 同

髙

木

忠

良

同

髙

木

髙

明

同

髙

木

數

馬

同

同

髙

野

利

男

養老郡養老町大坪

同

藤

井

忠

敬

同

同

青

Ш

貞

夫

○県営土地改良事業計画の決定

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田

肇

施行に係る地区名 縦 覧 場 所 縦 覧 期 間

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、 定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

同条第十七項の規

次の

○土地改良区役員の退任及び就任

逆

Ш

地

区

羽

島

市

役

所

同平

七六

四から

一まで

成

(405)	平成 22 年 6 月 4 日	岐 阜 県 公 報	第2153号
		良岸色 改土 区土目 良 就 地川 区 任	

也 沿 名地 した役員 三平 主成 亡 年就 月 日任 理事 役名 監事 同 同 同 同 同 同 同 同 同 藤 大 後 髙 佐 三 青 Ш 廣 Ш 大 氏 矢 藤 輪 瀬 橋 井 木 竹 木 地 地 冨士雄 賢 明 正 義 勝 正 郎 明 男 六 美 治 治 美 滴 靜 名 同 同 同 同 同 同 同 養老郡養老町蛇持 養老郡養老町室原 同 養老郡養老町飯田 住 宇田 祖父江 室原

一〇七九番地

一四五番地

六五五番地

同

大

矢

賢

治

同

室原

六五五番地

同

Ш

瀬

豊

同

宇田

二五二番地

同

髙

木

義

治

同

祖父江

一〇七九番地

佐

竹

晴

佳

養老郡養老町蛇持

三六三番地

同

野

村

鋭

治

養老郡養老町宇田

五五八番地

四二六番地一

六七〇番地 六二一番地

六一〇番地二

同

Ш

地

勝

美

同

同

三

輪

明

男

同

六一〇番地二

一二一二番地

六〇七番地

四二六番地

同 同

髙

木

英

樹

同

西

脇

寛

樹

同

同

髙

木

慶

次

養老郡養老町室原

一〇〇〇番地一

同

髙

木

實

夫

同

宇田

二八九番地

七四番地

六二四番地

髙 安 髙 野 木 福 喜久雄 利 數 男 馬 同 養老郡養老町大坪 同 100番地 二一〇番地 一三四番地 六六番地

六一番地

養老郡養老町祖父江一一三一番地口 四二二番地

同

澁

谷

政

實

同

橋爪

| 1||○||| 番地

同

木

村

敏

男

同

中

一四二番地

同

佐

竹

輝

雄

同

佐

竹

正

男

同

同

佐

竹

美

養老郡養老町蛇持

七四番地

同

同

同

○土地改良区清算人の退任

所

より公示する。 があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に 法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同

平成二十二年六月四日

土地改良区名 退任した清算人 退任

区祖父土地改良洞戸村片・赤 平成三·四·六 年月 日 古 氏

治 治 秋 光 義 同 同

正 舩

> 渡 田

邦

男 三

関市

洞戸片

友

名

住

所

正

岐阜市若宮町 九丁目一〇番地

一三五番地 □□○番地

二五五番地

岐阜県知事 古 田

肇

ı	第2153号		岐阜県公報					平成 22 年 6 月 4 日						6)
平成二十二年六月四日発行		平成 理事	大きな エート 役名 氏 就任した役員	平成二十二年六月四日		土地改良法(昭和二十四年法律	○土地改良区役員の就任	平成二・七・一	藤	藤	武	舩	武	武
発 発 行 行		塩	名 住	岐阜県知事	た旨の届出があったの	(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、		屋弘同	田辰雄同	田春三	藤勝美同	渡敬二同	藤正男同	藤正義関市
所 岐阜市薮田南二		恵那市明智町 五三		知事 古 田	ので、同条第十七項の規定により	八条第十六項の規定に				山県市柿野		六		洞戸市場
阜 早 県 県 県 県 県		五三五番地の六	所	肇	V	により、次の		○四七番地	六一二番地	六二九番地	六八八番地	六七二番地一	六八五番地	六五九番地
編集														
各務原市テクノプラザー―一														
ブイ・アール・テクノセンター														